地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 小峰 儀則

小山市監査委員 池村好道

小山市監査委員 安藤良子

記

1. 監查対象

保健福祉部 福祉課 子育て家庭支援課 こども課 高齢生きがい課 健康増進課

2. 監査期日

令和4年11月7日

3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

5. 意見・要望

今回の監査における意見及び要望は次のとおりである。

【こども課】

・児童福祉施設等の敷地賃貸契約書について、内容の一部不備が見られ、また、別の敷地賃借料について、契約書と支払い実績に齟齬が見られた。所管課からの報告において、これらの対応方針を決定して既に実行した旨を受けたところであるが、事務処理の過程においてこれらを確認し適正な内容に訂正する体制を執るよう意見する。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 小峰 儀則

小山市監査委員 池村好道

小山市監査委員 安藤良子

記

1. 監查対象

教育委員会 教育総務課 学校教育課 教育研究所 生涯学習課 文化振興課 生涯スポーツ課 国体推進課

2. 監查期日

令和4年11月21日

3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。